

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました、諮問第2号の人事案件及び議員から提出されました意見書第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等について審査終了の報告が、各委員長から提出をされておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1. 第59号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び
日程第2. 第60号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の2議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経緯並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

／***。

議長／まず、その前に、上田常任委員長のところの口述だけは言わせていただきたいと思っておりますけれども、それでいいですか。

初めに、第59号議案に対する報告を求めます。

ここまでして、先ほどの、じゃあちょっと立って言ってくださいよ。

20番 江原議員

江原議員／議事進行を議長に求めます。

9月8日の日に、一般質問の中で、川原議員の質問が終わった後、牟田議員から議事進行が出ました。

3点。

これについて、議長は精査の上、報告させていただきますと言われました。

そして、8日の午後、再開した1時20分後、私の登壇の前に、午前中の牟田議員からの議事進行については引き続き精査をさせていただきます、それでよろしいでしょうかという報告がありますが、今日、最終日です。

14日の議案審議の前もありませんでした。

本会議は、今日で最終日ですから、今日、当然、議長から議事進行についての回答があるかと思っておりましたが、ありませんので、どうなっているのか議長に議事進行を求めます。

議長／ただいまの江原議員の議事進行について、最後の段階で議事進行については申し上げようかと思っておりましたけれども、ただいま議事進行が出ましたので。

まず、1点目の常襲水害地対策特別委員会では戸別受信機の設置期間の質疑に対して、無線と有線の違いの際に、電波法の申請の場合には長期間を要すると説明をしたということで、その理由の一つとして答弁をしたということでございました。

2点目は、6月の特別委員会の時点で、契約に関する発言はその時点でその説明を特別委員会で行ったということです。

3点目の、区長会説明はそのようなことはなかったと執行部から報告をいただいたところでございます。

以上です。

では、上田総務常任委員長の報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第59号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に関連した作業（患者等の移送など）について、感染の危険性及び職務の特殊性などを鑑み、その作業に従事した職員に伝染病防疫作業手当を支給するもので、支給対象の作業としては、患者等の救護、移送、問診や施設の消毒などを想定しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第60号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第60号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴うもので、市民税関係では、個人住民税に係る未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しが行われたこと。

たばこ税では、現行、重量比例課税である葉巻たばこについて、軽量の葉巻たばこについて

は紙巻きたばこと同様の本数課税となること。

その他、市中金利の情勢を踏まえ、延滞金等の割合を見直すこと。

長期間利用されていない土地等の増加を解消するために、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の控除の特例を創設することによる改正等がなされるものであるとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 59 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 59 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 60 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3. 第 61 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第 9. 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書までの 7 件を一括議題といたします。

以上の 7 議案は、福祉文教常任委員会に付託いたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 61 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／皆さんおはようございます。

本委員会に付託をされました第 61 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものであり、放課後児童支援員の認定資格研修について、これまで都道府県及び指定都市の長が実施するものとなっていたが、受講機会の拡充を図るため令和 2 年度から人口 20 万人以上の中核市でも研修を実施することができるようになったためであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 66 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第 66 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 8,032 万 8,000 円を追加し、総額 61 億 4,756 万 6,000 円とするもので、主なものとして、歳入では、前年度の繰越金 7,735 万円を受入れ、歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が 3 割以上減少した世帯の減免される国保税のうち、既に納付した令和 2 年 2 月と 3 月の還付金 297 万 8,000 円と、令和元年度の普通交付税額の確定による返還金 1,416 万 4,000 円と、令和元年度佐賀県豪雨災害による国保税の減免額の確定により県へ 366 万 6,000 円の補助金の返還が生じたため、償還金 1,783 万円を増額したいとの説明を受けました。

なお、委員より、国保税が減免された件数と今後の対応についての質疑がありました。

答弁では、8 月 15 日までの決定分で約 30 件減免の件数があり、過年度分と現年度分を合わせ 800 万の減免、12 月までの期限で現年分 2,352 万 6,000 円と過年度 300 万の減免を見込んでいるとのことであり、また、国会でも結果的に 3 割以上の減収にならなかったとしても原則国の財政支援の対象とすると答弁をされており、武雄市でも申請時に要件を満たせば減免を取り消さないとしているとのことでありました。

以上、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 67 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第 67 号議案 令和 2 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 300 万 1,000 円を追加し、総額 6 億 5,465 万円とするものでありました。

歳入では、前年度の繰越金 150 万 1,000 円と後期高齢者医療広域連合から交付される保険料還付金 150 万円を受入れ、歳出では、繰入金（？）として受入れた額の中に、後期高齢者医療広域連合への令和元年度分の負担が含まれているため、同連合に納付する 143 万 8,000 円を計上し、また、還付金として、国保と同じように後期高齢者医療でも新型コロナウイルス感染症による保険料減免を実施し、令和元年度の減免分 50 万円と昨年の豪雨災害による保険料の減免分 30 万円及び過年度における死亡や所得更正による還付金 70 万円を合わせた 150 万円を計上しているとの説明でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 75 号議案から第 77 号議案までの 3 議案に対する一括報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第 75 号議案 財産の取得についてから第 77 号議案 財産の取得について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

まず、第 75 号議案の学習用端末 4,400 台、ヘッドセット 160 台、WEBカメラ 160 台の取得について、今回取得する端末は、GIGAスクール構想で示されたクロームOSの標準仕様に基づき、9月3日に一般入札（？）を行い、9月9日に仮契約を締結したものであると説明を受けました。

委員から、平成 26 年度の導入時はプロポーザルだったが、今回はなぜ一般入札でしたのか、また、何者応募したのかとの質疑で、以前は機種等も多様であったが、今回はメモリ等の中身の仕様が決まっており、あとは業者を選ぶだけのためだったので、一般競争入札になったとこのことでありました。

また、入札業者は 2 社、学映システムと西日本電信電話株式会社とのことであります。

次に、第 76 号議案の充電保管庫 45 台収納 106 台、24 台収納 11 台の取得については、市内小学校にて簡易的に設置された充電器を箱型の鍵付き充電保管庫に換えるものであり、9月

3日に指名競争入札を行い、9月9日に仮契約を締結したものの説明を受けました。

次に、第77号議案の電子黒板71台の取得については、現在プロジェクター型になっているが、普通教室を液晶型に換えるものであり、9月3日に指名競争入札を行い、9月9日に仮契約を締結したものであると説明を受けました。

委員からは、なぜ最初から液晶型にできなかったのかとの質疑で、当時はプロジェクター型が主流で、液晶型は高価であったため、現在は液晶型の価格が下がったため、液晶型に随時換えていきたいとのことでありました。

以上、慎重審査の結果、第75号議案から第77号議案の3件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、請願第1号に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました請願第1号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書についての、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元する請願でありました。

審査の結果、本請願は全会一致で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 61 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 61 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 66 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 66 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 67 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 67 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 75 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論ございませんね。

討論をとどめます。

これより第 75 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 75 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 76 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第76号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第77号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第77号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第77号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 10. 第 62 号議案 武雄市営住宅設置条例及び武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例から日程第 16. 第 74 号議案 財産の取得についてまで 7 件を一括議題といたします。

以上の 7 議案は産業建設常任委員会に付託いたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 62 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 62 号議案 武雄市営住宅設置条例及び武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

民法の一部が改正されたことに伴い、「武雄市営住宅設置条例」及び「武雄市特定公共賃貸住宅設置条例」の一部を改正するものでした。

不正行為により入居が発覚した場合、入居者に対し、近傍同種の住宅家賃と支払済みの家賃との差額分に対する法定利率を見直すものでした。

現在 5 % から 3 % に引下げ、3 年ごとに利率を見直すと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 63 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 63 号議案 令和元年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査結果を申し上げます。

令和元年度決算により、当年度未処分利益剰余金は 5,018 万 2,588 円となっており、このう

ち、1,071万7,423円を減債積立金に積み立て、残りを資本金に組み入れるものでした。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第64号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第64号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査の経過と結果を申し上げます。

令和元年度決算により、当年度未処分利益剰余金は2億5,022万8,371円となっており、このうち1億6,000万円は資本的収支の不足額に充てる必要があるため、減債積立金に積み立てるものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第68号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第68号議案 令和2年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、1款2項1目競輪開催費31億9,587万5,000円は、売上げ増に伴い経費を増額するものでした。

執行部からは、ミッドナイト競輪・ナイター競輪が好調で、特にミッドナイト競輪は電話投票・インターネット投票が見込みよりも倍増となっていると説明がありました。

そのほか、一般会計への繰出金を 3,000 万円増額し、1 億 2,530 万 8,000 円とするものがありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 69 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 69 号議案 令和 2 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、杵島工業用水道への接続工事を行うための補正でした。

資本的支出の 1 款 1 項 2 目 1 3 節. 委託料 1,537 万 8,000 円は、井手口鉄筋前から北方インター工業団地入口までの延長 340 メーターの接続管工事及び受水槽、ポンプ場 2 か所の建設工事の詳細設計業務委託料でした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 70 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 70 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計補正予算(第 2 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水事業の機器整備更新を行うための工事請負費(?)の補正でした。

資本的支出 1 款 1 項 1 目. 管渠整備費では、三間坂地区の中継ポンプ及び水位計の更新工事費、同じく 3 目. 施設費では、鳥海地区の浄化センター処理施設の更新工事費の合わせて 1,525 万円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 74 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 74 号議案 財産の取得について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、新工業団地整備事業袴野地区用地としての取得で、取得の価格が 3,040 万 8,850 円。

筆数として 25 筆で、面積 3 万 4,304 平方メートルを取得するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 62 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 62 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 62 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 63 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 63 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 64 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 64 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 68 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 68 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 69 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 69 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 70 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 70 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 74 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 74 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17. 第 65 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 12 回）及び日程第 18. 第 78 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 65 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 65 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 12 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとしては、2 款 1 項 4 目の分筆測量業務委託料については、北方西体育館の敷地について、水路敷きや道路境界に字図と現況に相違があるため、境界復元と分筆作業を行うものとの説明を受けました。

2 款 1 項 5 目の武雄市光ファイバー整備事業補助金については、CATV 事業者が行う光ファイバー整備費用の 3 分の 1 を補助するもので、これにより武雄市内の光ファイバーエリアカバー率は 100% になるとの説明を受けました。

2 款 1 項 10 目の地域振興基金積立金は、競輪事業特別会計繰入金の 3,000 万円を、地域振興基金へ積み立てるものとの説明を受けました。

10 款 6 項 2 目の新球場進入道路整備事業測量設計業務委託料については、新球場への進入路の測量設計を行うものとの説明を受けました。

歳入の主なものとしては、19 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金の 5 億円及び 3 目. 公共施設整備繰入金の 1 億 8,000 万円について、ともに繰越金を活用して繰り戻しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 78 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとしては、2 款 1 項 4 目の紫外線殺菌照射装置購入費については、市内小中学校の保健室などにウイルスを死滅させる紫外線殺菌照射装置を設置し、感染症対策を行うものとの説明を受けました。

2 款 1 項 7 目の防災アプリ構築業務委託料については、気象情報のほか避難所の開設情報などを知らせるアプリの構築を行うものとの説明を受けました。

2 款 2 項 1 目のデマンドタクシー実証運行事業は、武雄・橘・朝日町内で運行している循環バスの代替交通手段として A I を活用したデマンドタクシーの実証運行を行うためのものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 65 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 65 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 12 回）【分割】の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 3 項 18 節. 負担金補助及び交付金のうち 850 万円は、保育所等・一時預かり保育事業所・放課後児童クラブへの新型コロナウイルスの感染予防対策として感染防止用の備品等の購入経費を補助するものであり、財源は全額国庫補助金の対象事業であると説明を受けました。

10 款 1 目 10 節. 需用費では、市内の小中学校の感染防止対策のマスク、消毒液、飛沫パーティション等の購入費 769 万 7,000 円を計上するものであり、財源は国庫補助金である学校

保健特別対策事業費補助金と武雄ロータリークラブからの寄附金を充当するとの説明を受けました。

10 款 1 項 4 目. 教育政策費では、子どもの生活実態調査業務委託料 326 万 7,000 円を計上し、子どもの未来応援計画の改定に当たり、子どもの貧困の現状把握と分析を行い、支援施策の充実を図るため、調査対象を前回までの小学校 1 年生の保護者、小学校 5 年生、中学校 2 年生の児童生徒と保護者に加え、今回、新たに高校 2 年生の生徒・保護者を追加し、約 1,740 世帯の生活実態を再調査するものであり、財源の一部は国庫補助金である地域子供の未来応援交付金の上限 150 万円を充当するとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 78 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）【分割】の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 4 項 1 目 12 節の委託料の証明書コンビニ交付システム導入業務委託料 935 万円は、新型コロナウイルス感染防止対策として、市役所庁舎への混雑を防止し密を避けることができることだけではなく、庁舎の閉庁時に全国のコンビニで住民票等が安易に取得できるなど市民の利便性が向上する、また、マイナンバーカードの普及にもつながるとの説明を受けました。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費では、特別定額給付金 10 万円の対象とならなかった、4 月 28 日以降から令和 3 年 3 月 31 日までに生まれた乳児の保護者に対して「子育てすくすく応援券」としてミルクやオムツ等の衛生用品 2 万円分と、「子育てモリモリ応援便」として地元の米や肉等特産品 3 万円分を進呈し、育児と家事の負担軽減を図るものであると説明を受けました。また、10 款 5 項 5 目文化振興費のうち、今年度コロナの影響で中学生の文化活動の発表の場が減少したことにより、文化部の活動発表の場をつくる事業経費 42 万 4,000 円については、中学校の吹奏楽部の演奏等を撮影・編集し、ホームページで動画配信やケーブルテレビでの

番組放送を予定し、また、美術部等の作品を図書館・歴史資料館の企画展示室で一定期間展示することとしているとの説明でありました。

以上、慎重審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 65 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 65 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 12 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、令和 2 年 7 月豪雨前線による大雨災害復旧に要する費用として、11 款 1 項 1 目 14 節工事請負費 6 億 1,480 万円、農地、農業施設、林道、農林地の計 112 か所の災害復旧に要する費用が計上されておりました。

11 款 2 項 1 目 14 節工事請負費 6,000 万円は、市道及び市河川の計 30 か所の災害復旧に要する費用が計上されておりました。

8 款 2 項 4 目 14 節工事請負費 3,355 万円は、九州新幹線西九州ルート建設工事に伴い、東川登町の市道淵ノ尾内田線の舗装復旧工事が必要となったため、鉄道運輸機構から受託事業により道路整備を行うもので、歳入として、21 款 3 項 3 目新幹線関連事業受託事業収入で受けるものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 78 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、新型コロナウイルスの接触感染を予防するため、武雄東児童公園、通称 S L 公園のトイレを下水道に接続し、洋式水洗化、手洗い蛇口自動水栓化、建物内外装の塗装等の改修工事費 860 万 2,000 円のほか、市内の公園、観光施設のトイレの手洗い蛇口水栓を非接触型の自動水栓へ交換する工事費を計上されておりました。

そのほか 7 款 1 項 2 目商工振興費では、新型コロナの影響で売上げが大きく減少している窯業・農業支援のため、市が武雄の焼き物と武雄産米を購入し、市内の小中学校生（？）全員に提供することで、地元の伝統産業及び食材を知ってもらう、ふるさと再発見につなげると執行部からの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第 65 号議案及び第 78 号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 65 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りをいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 65 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 78 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りをいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 78 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19. 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

諮問第 2 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 4 月 30 日をもって松尾文雄氏が人権擁護委員を辞任されたことに伴い、その後任として新たに、井上和則氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

諮問第2号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、すなわち井上和則氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、答申することに決しました。

日程第20. 意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

7番 上田議員

上田議員／意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出者を代表いたしまして、趣旨説明を行います。新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しております。

地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

まず第1に、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2つ目に、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3つ目に、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4つ目に、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5つ目に、とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。

さきの緊急経済対策として講じたこうした特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。

よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

意見書第2号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決いたします。

意見書第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで、議事日程、意見書配布のため、暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど採択されました、請願第1号に係る意見書第3号を追加上程いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程いたしました意見書第3号を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと

と思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第3号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
追加日程第1. 意見書第3号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、令和3年度政府予算に係わる意見書を議題といたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／意見書第3号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、令和3年度政府予算に係わる意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われ、また、4月以降も、再開する学校や休業が延長された学校、さらには、再休業に変わる学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染対策など教職員が不断の努力を続け、新学習指導要領への対応だけではなく、貧困・いじめ・不登校などを解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を、十分に確保することが困難な状況となっております。

一方、厳しい財政状況の中、自治体間の教育格差を生じること大きな問題であります。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

武雄市では、2010年より全国に先駆けてICT教育を積極的に進めてきている中で、今回の新型コロナウイルス感染症対策を含め、さらなる教育環境の整備拡充が求められております。よって、国会及び政府に対し、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを強く要請するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

意見書第3号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより意見書第3号を採決いたします。

意見書第3号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第2号及び第3号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第21. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和2年9月武雄市議会定例議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。